

令和4年7月29日  
北陸地方整備局  
新潟港湾・空港整備事務所

## 新潟県内初「砂浜」を海岸保全施設として指定

～美しい海岸線の維持を目指して～

新潟港海岸（西海岸地区）において、直轄海岸事業により養浜した砂浜を海岸保全施設※に指定しました。（指定日：令和4年7月27日）

海岸法に基づく指定は全国では石川県の石川海岸（まつとう松任工区）に次いで2例目、新潟県内では初の事例となります。

※海岸保全施設：海岸法で定める護岸や離岸堤など海岸を防護する施設。

### 1. 砂浜指定の意義

新潟港海岸は、信濃川から運ばれる土砂量の減少により、海岸線の侵食が始まり、最大350mもの後退を余儀なくされました。新潟港海岸の背後は、海拔ゼロメートル地帯が広がり、侵食が進むことで、新潟市の中心部が浸水や高波による被害が想定される地域です。

北陸地方整備局は背後域を防護する国土保全を目的に、同海岸において砂浜侵食の原因となる高波のエネルギーを吸収する砂浜の整備を行いました。また、整備した砂浜では、地域住民の安全はもとより、かつて砂浜が豊富に形成されていた頃のにぎわいも取り戻してきています。

この美しい砂浜を海岸保全施設として位置づけ、砂浜の管理基準を明確にすることで、将来にわたり適切かつ持続的に砂浜を維持していくことが可能となり、背後地の住民の安全、安心や国土保全に寄与することができます。

### 2. 砂浜指定範囲

新潟港海岸（西海岸地区）に指定範囲を設定。位置及び指定範囲は別紙のとおり。

（添付資料）

- ・別紙 砂浜指定範囲
- ・〔参考〕新潟港海岸（西海岸地区）の侵食対策について

#### 同時発表記者クラブ

新潟県政記者クラブ  
新潟県政記者クラブ  
専門紙

#### 問い合わせ先

【制度について】北陸地方整備局 港湾空港部 港湾管理課

課長 小澤 辰巳（内線：6231）

課長補佐 伊藤 貴史（内線：6233）

代表025-280-8880 直通025-370-6602 FAX: 025-280-8783

【事業について】新潟港湾・空港整備事務所

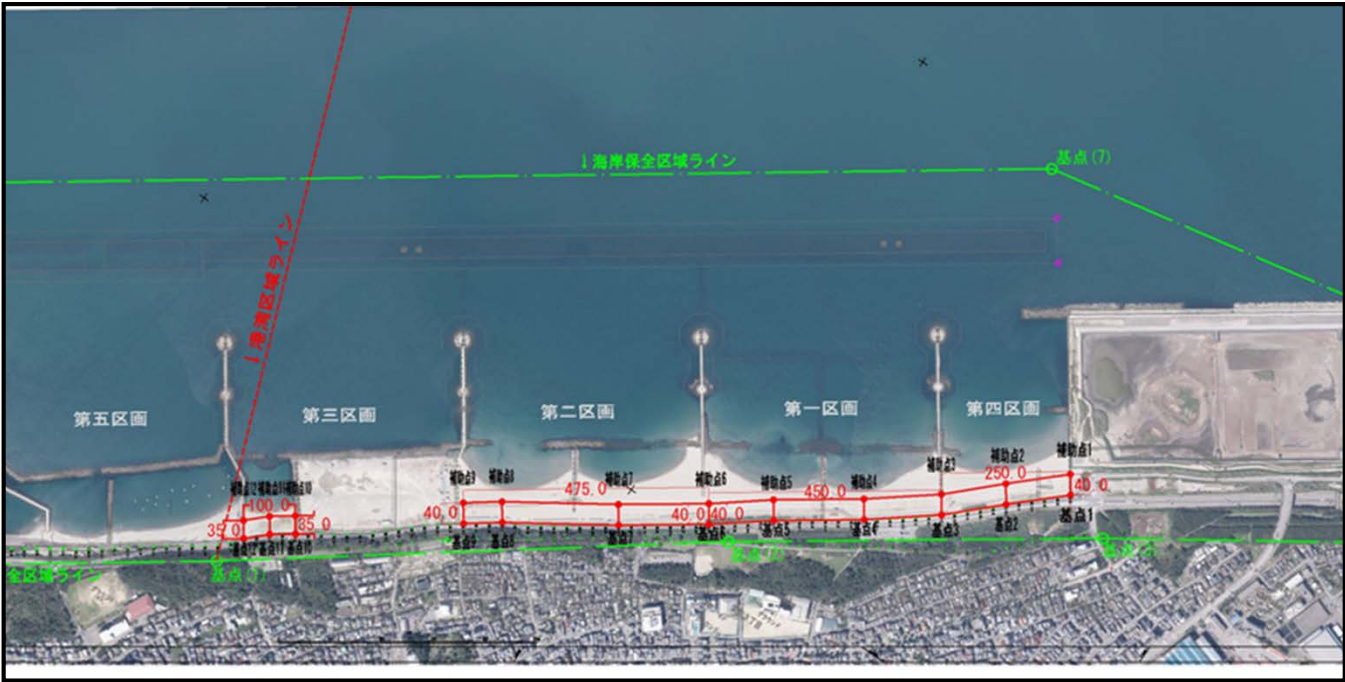
副所長 武田 均（内線：204）

前任建設管理官 清水 利浩（内線：241）

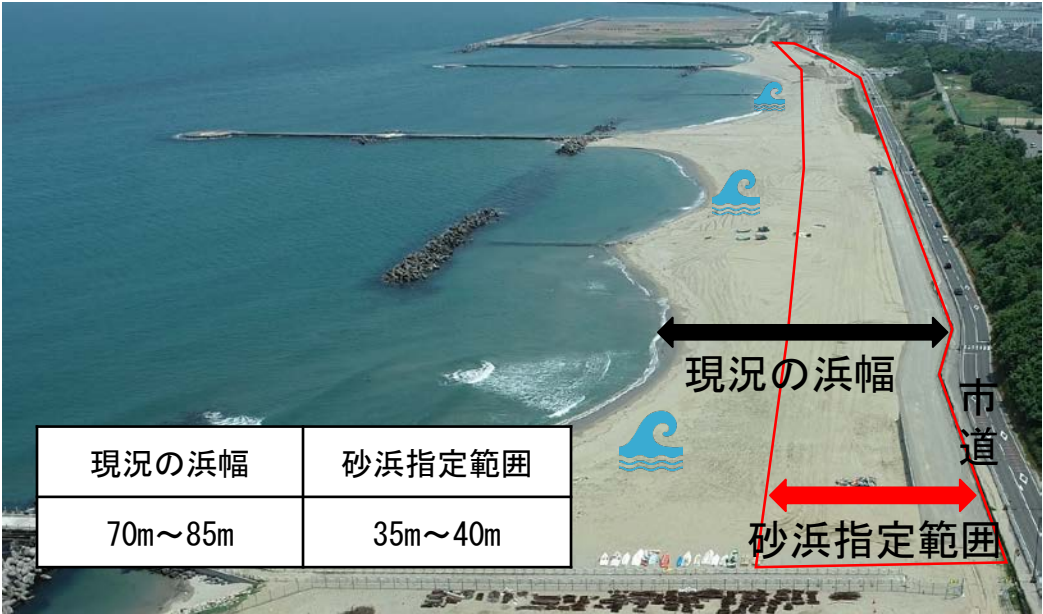
代表025-222-6111 FAX: 025-227-1344

別紙：砂浜指定範囲

- 海岸の名称：新潟港海岸(西海岸地区)
- 指定範囲：延長1,275m 第四区画、第一～第三区画(作業ヤード除く)
- 各区画の基点及び補助点を順次結んだ線によって囲まれた区域



- 新潟港海岸での砂浜の役割は、高波のエネルギーを吸収し、背後の市道や市街地に波が打ち上がらないようにするためのものです。
- この役割を、「施設」として永続的に保っていくためには、適切な管理が必要になります。
- 現況は、最大85mの浜幅があり、十分に役割が達成できる砂浜が形成されています。
- 一方で、冬季の高波や低気圧の来襲で、浜幅は刻々と変化することから、市道に波が打ち上がらない最低限の浜幅を数値で設定することで、砂浜の管理基準が明確になります。

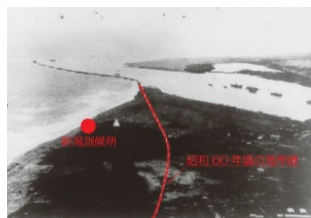


## [参考]新潟港海岸(西海岸地区)の侵食対策について

- 新潟港海岸(西海岸地区)の侵食対策は、大規模侵食対策として初めて、潜堤、突堤、砂浜による面的な防護を行う工法を取り入れて行ったものです。
- 当該海岸の砂浜は、侵食の原因となる高波のエネルギーを吸収する、非常に優秀な機能を持っています。
- 砂浜を海岸保全施設として指定し、管理基準を明確にすることにより、年々変化する砂浜の状態を監視するとともに適切かつ持続的に維持することができます。
- 最新技術等を活用したモニタリングを実施し、砂浜の管理を行っていくこととします。

### 過去の侵食状況

明治以降、信濃川のたび重なる氾濫や洪水に対処するための河川改修工事や船舶の航行安全を目的とした河口突堤の築造工事が行われ、海岸線の後退が始まりました。海岸地形を安定的、持続的に維持するため、昭和61年度から国直轄事業として着手しました。



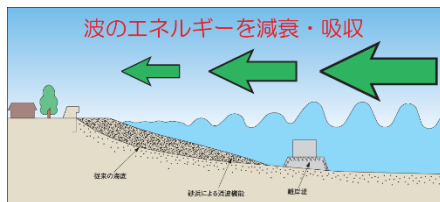
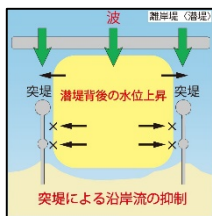
大正8年当時の新潟西海岸



昭和24年頃の新潟測候所

### 侵食対策(面的防護工法)

面的防護工法とは、約500m沖合の潜堤及び海岸から直角に伸びる突堤等の構造物を複合的に配置し、さらに砂浜を造成することにより、侵食の原因となる高波浪に対応する工法です。広い静穏な水域と砂浜が創出されることにより、親水空間としての利用が可能となります。



潜堤 : 波エネルギーを減衰  
突堤 : 沿岸方向への砂移動の抑制  
砂浜 : 波のエネルギーを吸収  
親水空間の創出

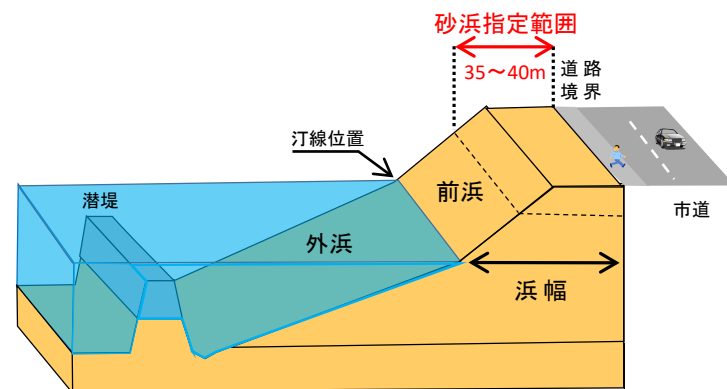
### 砂浜指定の考え方と今後のモニタリング

#### ◆砂浜の状態

砂浜は、コンクリート構造物と異なり常に変形することから、変形を考慮した管理を行う必要があります。

新潟港海岸では、工学的に砂浜の挙動を検証するため、海岸工学の有識者と議論を行いながら、砂浜指定範囲を設定しました。

背後の道路に波が打ち上がらないために必要となる最小の砂浜幅を計算により求めて設定をしています。

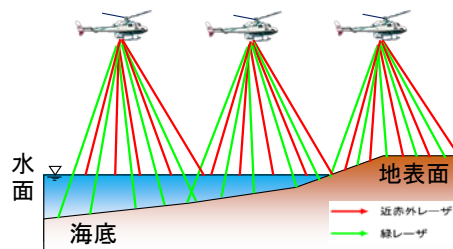


海岸保全施設として指定する  
砂浜の範囲のイメージ

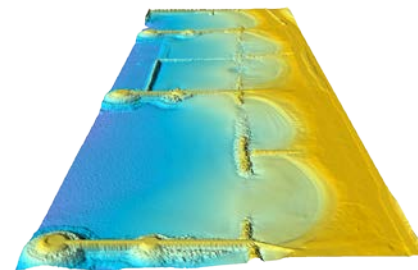
#### ◆最新技術を活用した砂浜のモニタリング

今後は、刻々と変化する砂浜の地形をモニタリングするために、航空レーザを活用し、地形状況を水・陸シームレスに測量を行います。

従来は、水中は船舶で測量し、陸域は人の手で測量を行っていました。航空レーザ技術により、短時間でより詳細な監視が可能となり、大きな変化があった際には、速やかな対応が図れます。



航空レーザによる測量イメージ



視覚的に判断できる測量結果